

中間貯蔵施設環境安全委員会（第22回）

令和4年3月24日（木）

1. 開 会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、これより第22回中間貯蔵施設環境安全委員会を開会させていただきます。

はじめに、先週発生しました福島県沖を震源とする地震で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

申し遅れましたが、私、本日の進行を務めさせていただきます福島県中間貯蔵施設等対策室、清野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、中間貯蔵施設環境安全委員会の委員長からご挨拶をお願いいたします。

○河津委員長 河津でございます。各委員の皆様には年度末のお忙しいところ、さらにはコロナ禍の中、また、先週は地震があったりなどしましてお忙しい中ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

本日の委員会は、昨年の12月の漏水問題以降でございます。今回の内容につきましては、第20回以降の中間貯蔵施設事業の実施状況であるとか、令和4年度の事業方針だとかこういったものについて、環境省から説明を受けて、引き続き中間貯蔵施設の安全や運営について議論していきたいと思いますので、ぜひ各委員の方には忌憚のないご意見等をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

本日の委員の方の出席状況をご報告いたします。

本日は13名の委員にご出席いただいているところでございます。年度末のご多用の折、また災害対応の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

高島委員、作本委員、高橋委員におかれましては、ご欠席の連絡をいただいているところでございます。

次に、環境省からの出席者については、出席名簿をご覧ください。

なお、本日もライブ配信を実施いたしますが、前回の環境安全委員会において、一般傍聴者の方から、ライブ配信について2点ご意見をいただきました。1つ目として、画像音声が不鮮明なので、改善してほしい。それから、後日閲覧が可能なように、ウェブサイトに掲載してほしいということでございました。

画像の音声につきましては、今回、事務局で改善に努めております。

映像の後日ウェブサイトへの掲載につきましては、前々回の環境安全委員会の議論を踏まえ

まして、現行どおりとさせていただきます。

2. 議 題

○事務局 それでは議事に移りますが、議事進行は河津委員長にお願いいたします。お願いします。

○河津委員長 それでは議事次第に入っていきますのでお願いします。

初めに、中間貯蔵施設に係る事業の実施状況についてということで、あわせて、来年度の方針も含めまして、説明のほうを環境省からよろしくをお願いします。

○服部（環境省） それでは、私、中間貯蔵総括課長の服部と申します。よろしくをお願いいたします。

失礼ながら着席してご説明申し上げます。

資料1になりますが、事業の方針からご説明申し上げます。

来年度、令和4年度の中間処理施設事業の方針につきまして、まず総論ではございますが、安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施するというところで、あくまでも安全第一ということを掲げさせていただいております。

次に、輸送につきましてであります。今年度で概ね搬入完了というところで、これは帰還困難区域を除くものでありまして、来年度は、帰還困難区域であります特定復興再生拠点区域等、こちらで発生した除去土壌等の搬入を進めていきたいというふうに考えております。

2つ目、より安全で円滑な輸送のためということで、以下の対策としまして、これまでも行ってまいりましたが、交通安全対策、また必要な道路補修、こういったものを行って安全な輸送を確保してまいります。

その下ですが、円滑な輸送のためということで、輸送出発時間の調整、特定の時期・時間帯は避けるといったことも、引き続き行ってまいります。

3つ目でございますけれども、福島県と連携しまして、市町村と調整しまして、大熊町、双葉町への配慮をしながら計画的な輸送を実施してまいります。

おめくりいただきまして、4ページになります。

用地になります。用地につきましては、着実な事業実施に向けて、丁寧な説明を尽くしながら、施設整備の進捗状況、除去土壌等の発生状況に応じて必要な用地取得を行うということで掲げさせていただいております。

2つ目、施設になります。受入・分別施設と土壌貯蔵施設につきましては、安全かつ計画的

に稼働していくということであるのですけれども、整備されたところから順次活用していくということと、貯蔵が終了した施設におきましては、安全性を確保しつつ維持管理を着実に実施してまいります。

廃棄物関連施設になりますが、こちらにつきましては仮設焼却施設、灰処理施設とありますが、また廃棄物貯蔵施設、こちらについても安全に稼働して、有効に活用してまいりたいと考えております。

5 ページになります。

再生利用・最終処分であります。最終処分量の低減に資するということでありまして、除去土壌等の減容・再生利用、こちらに向けまして、関係機関の連携の下で、地元の理解をいただきながら、技術開発、実証事業を実施してまいります。また、再生利用先の具体化を推進してまいりたいと考えております。

2 つ目、県外最終処分に係る経緯、そして必要性、減容・再生利用の必要性・安全性、こういったものの理解醸成活動を全国に向けて推進してまいります。

3 つ目であります。減容処理、安定化技術のさらなる開発・検証を行うということでありまして、こちらは県外最終処分に向けた検討を進めてまいります。

最後に、情報発信になります。こちらにつきましては、環境再生に向けた取組、地元の思い、こういったものを発信していくということで、さらなる方策について検討を行いたいと考えております。

事業方針につきましては以上であります。6 ページにイメージ図がありますが、こちらは施設整備の状況になっております。

7 ページから施設整備の現状をお伝えいたします。

おめくりいただきまして、8 ページ、9 ページとございます。こちらにつきましては、10 月に環境安全委員会のほうでご報告申し上げた内容と変わりはございませんので、割愛させていただきます。

おめくりいただきまして、10 ページになります。

こちらにも変わりはございませんけれども、受入・分別施設と土壌貯蔵施設、それぞれ 9 個と 8 工区という形で、今も稼働をしております。

それぞれの工区についてご説明申し上げます。11 ページになります。

まず、大熊 1 工区の土壌貯蔵施設の状況であります。現在は貯蔵量が 100.6 万 m³ まで達しております。

おめくりいただきまして12ページ、大熊2工区の状況につきましては、今現在、貯蔵量が約280.7万m³まで達しております。

13ページ、大熊の3工区、こちらにつきましては貯蔵量が125.5万m³となっております。

またおめくりいただきまして、14ページになります。

大熊4工区の状況でございますが、貯蔵量は118.7万m³まできております。

最後、大熊5工区になりますけれども、163.7万m³まできております。

大熊は以上でありまして、続いて双葉になります。

16ページが双葉1工区の状況になります。貯蔵量は約73.8万m³まで達しております。

17ページは双葉の2工区になりまして、こちらが89.1万m³となっております。

最後に18ページ、双葉3工区の状況としましては、貯蔵量が43.8万m³まできているというところでございます。

続いて、仮設焼却施設と仮設灰処理施設の概要について申し上げます。

こちらは今までどおりではございますけれども、大熊町には仮設焼却施設が1つ、双葉町には仮設焼却施設、仮設灰処理施設、それぞれがあるということで、その1、その2と書いております。

おめくりいただきまして20ページでありますけれども、各施設の処理量でありますけれども、2022年2月末までの量としましては、大熊町では可燃物を19万トン以上焼却しております。また、双葉町（その1）では、可燃物が約7万3,000トン、焼却が焼却残渣、灰ですけれども、こちらが5万4,300トン。そして双葉町（その2）につきましては、可燃物は約4万5,000トン、焼却残渣につきましては約4万3,000トンをそれぞれ処理しているといったところでございます。

こちらの仮設焼却施設のほうでございまして、1つトラブルが発生しております。21ページになります。

昨年11月14日の3時40分になりますけれども、双葉町の仮設灰処理施設、第一のほうで、1号炉の空気予熱器下部のダスト搬出部において水漏れ確認ということでありまして、直ちに運転を停止しております。

こちらの施設の点検を行ったところ、漏水が確認されたというところではありますが、それ以外の設備に異常は確認されませんでした。また、敷地境界等の空間線量率の有意な変化はないということと、敷地外への水の漏えいがないということも確認しています。また、作業員等の人的被害もなかったというものであります。

こちらは、下のほうに図がございますけれども、焼却した後の灰を下に押し出すような装置になるんですけれども、この押し出す装置を冷やすための冷却水が通っています。そのパイプから水が漏れてしまったという事案になります。

なぜこういったことが起きてしまったかというところにつきましては、22ページに記載がございます。

原因の1つ目の矢羽根のところでございますけれども、水冷ガイドパイプ、こちらが排ガスにより腐食して穴が開いて水漏れが起きたものと推定しております。このパイプは、通常の水道管よりも厚いものを使っていたということではあるのですが、やはり排ガスによって想定よりも早く腐食が進行してしまったのではないかと考えております。

補修方法になりますけれども、こちらの該当部分につきましては切断をされていて、そして交換ということになりますけれども、排ガス暴露時間の短い冷却水排水部については、耐火物を施したということでありまして、火に強いものを施しております。

今後の対応につきましては、耐火物の健全性を確認するということもあるのですが、基本的にその点検整備の都度というところではありますが、パイプの厚さを測定して肉厚の管理を行っていくということで、薄くなっていれば交換をしていくということの対応を図ってまいりたいと考えております。また、それ以外の部分におきましても、巡回点検の強化であるとか、モニタリングをしっかりやっていくといったことを引き続き行ってまいりたいと考えております。

続きまして、23ページになります。

廃棄物貯蔵施設の概要になります。こちらは大熊町に1つ、双葉町に2つという形で、合計3つの施設を設けているところであります。

おめくりいただきまして24ページが、これは大熊町の大熊1工区の状況でありますけれども、今現在、この右の写真にありますけれども、鋼製の角形容器のほうに入れて積み上げている次第でございます。こちらは貯蔵量が、今は4,443個というところまで進めております。

次のページ、25ページになります。

こちらは双葉1工区の状況になりますけれども、廃棄物貯蔵施設の状況ということで、右側の写真がありますが、こちらは黄色い箱になりますけれども、同じようなサイズになっております。こちらは、貯蔵量が6,348個まで進んでおります。

おめくりいただきまして、26ページになります。

こちらは双葉2工区になるんですけれども、こちらについては双葉の1工区、前のページの

ほうが、貯蔵が完了した後にこちらのほうを進めていきたいと、貯蔵を進めていきたいというふうに考えております。

続いて27ページ、保管場等への保管量ということでありますけれども、保管場のほうにつきましては、大熊工区で140万 m^3 、双葉のほうで62万 m^3 ということで、合計で約205万 m^3 が、今保管場に保管されているといったことになります。

灰保管施設が右側でございますけれども、大熊で2万 m^3 弱、双葉で12万 m^3 、合計で14万3,000 m^3 といったところが、今保管されている次第であります。

おめくりいただきまして、28ページになります。

先日、3月16日の地震における被害というところで、こちらの影響についてのご説明を申し上げます。

まず、中間貯蔵施設全体に関してでありますけれども、漏えい等といったことの周囲の環境に影響を及ぼす、こういったような大きな損傷がないことは確認されております。

詳細につきましては、軽微なものについてはやはり生じておりまして、まず土壌貯蔵施設につきましては、堰堤の一部にクラックが発生しているということでありまして、下の写真の2つあります、左の2つでありますけれども、大熊4工区のほうに亀裂が入っている写真があるかと思えます。隣が双葉2工区でありますけれども、こちらも薄く亀裂が入っているといったところであります。

受入・分別施設につきましては、目立った損傷というのは見られておりません。

次に、廃棄物貯蔵施設についてなんですけれども、こちらにつきましては大熊1工区と双葉2工区、こちらは建物内の仕切り壁というものが損傷しております。

下の写真の右から2番目のところでありますけれども、仕切り壁の損傷と書いてありますが、一部崩落のようなところも起きております。これは耐震構造的に問題があるところではないのですけれども、こういった内部の仕切り壁というものが多く損傷してしまっているというのが実態でございます。

また、廃棄物貯蔵施設の中の双葉1工区につきましては、鋼製の角形容器の一部でずれが生じたということでありました。ただ、容器が落ちたりとか、容器自体に損傷があるといったことはございません。

その他電気シャッターの開閉等、細かい部分での被害というのは発生しております。ただ、事業全体に影響を及ぼすほどの影響はないというところではございます。

一方で29ページのほうになるんですけれども、減容化施設の影響というところにつきまして

は、被害が生じております。

状況の概要というところでありますけれども、1つ目であります、まず地震が起きた時というのは、こちらは24時間稼働している施設になるのですけれども、それぞれ感電器が適切に作動して安全に自動停止をしております。

また、人的被害、外部への放射性物質、排ガス、灰、水、こういったものの漏えいはなかったということと、空間線量率の変化というものもございませんでした。

電源につきましては、すぐに系統電源が復旧をしております。

施設の点検を進めた結果、一部に損傷を確認というところではありますが、下のほうに進みまして地震後の概要にあります、双葉町の仮設処理第一、第二施設の両方、全施設で今停止中というところがございます、被災状況詳細を確認しているところでもあります。

大熊町につきましては、損傷箇所を補修し、3月17日の9時に処理を再開しております。それぞれ数値に異常がないことを確認しております。

30ページのほうに、影響の写真を載せております。

上のほうが双葉町の仮設第一施設のほうでございますけれども、左側のほうに写真があります内壁の脱落、真ん中のほうは灰ピットからの内壁の損傷というものも見られています。右側の写真はモニタリングポストのデータでありますけれども、こちらは数値の変化はないというところです。

下が双葉第二施設になりますけれども、仮設灰処理の生成物コンベアの損傷であったりとか、内壁の落下というものがどうしても生じております。壁の損傷につきましては外壁でなくて、全てが建屋内のみとなっております。こちら両方の施設につきましても、今まだ確認中ではございますけれども、早期の復旧を目指し対処してまいりたいと考えております。

続きまして、31ページ、輸送・道路交通対策になります。

おめくりいただきまして、32ページになります。

現在の当面の輸送の状況というところでもありますけれども、これまで合計で約1,276万 m^3 の除去土壌等を輸送しております。

こちらは下がグラフになっておりますけれども、こちらの1,276万 m^3 につきましては、帰還困難区域を含めた総量になります。中間貯蔵施設に入った全ての総量を足し算しますと1,276万 m^3 となっているというところでもあります。

こちらですが、概ね搬入完了とお伝え申し上げますものにつきましては、帰還困難区域を除くと今までお伝えしておったところですが、こちらの数量と差が出てしまっ

いるところで、続いて33ページのほうをご覧くださいと思います。

こちらに約1,400万 m^3 と書いてある箱がありますけれども、これが帰還困難区域を除いた概ね搬入管理対象と我々が申し上げていたものでございます。

こちらについて、今内訳がどうなっているかということなのですが、若干古くて11月末時点のデータではあるんですけれども、①と書いてあるところ、約1,124万 m^3 、こちらが除去土壌になりまして、中間貯蔵施設への搬入が進んでいるところであります。可燃物につきましては、焼却施設で減容化した後に中間貯蔵施設に入ることですので、可燃物は約140万 m^3 、②のところですが、これだけあったものが減容化された結果、最終的に約20万 m^3 程度、中間貯蔵施設のほうに搬入されているというものです。③につきましては、飯館村長泥地区において実施しております除去土壌の再生利用、こちらのほうで利用することによって長泥地区のほうに運んでいるというものになります。

この①、②、③を足し算いたしますと、左側にありますが、約1,289万 m^3 というところになりまして、輸送対象物量を1,400万 m^3 のうち約1,289万 m^3 まで、11月末時点でありまして、進んでいるといったところであります。こちらについて12月以降、プラス4か月間の数字が足し算された形になりますが、近々こちらの数値については精査をして、お示しをしていきたいというふうに考えております。

33ページは以上になります。

おめくりいただきまして、34ページでございます。

34ページは、来年度、令和4年度の中間貯蔵施設への搬入予定ということになっておりまして、こちらはかなり市町村数の数は減っていると思いますけれども、合計で約80万 m^3 程度になります。今年度は250万 m^3 程度になりますので、約3分の1程度に減った形になります。これを来年度も引き続き輸送を行ってまいりたいということになります。

続いて35ページになりますけれども、搬入された除去土壌等の種類と濃度の分布になります。こちら概ね変化はなくて、大半が、93.9%が除去土壌になっておりますということと、それらのうち8,000Bq/kg以下のものが75.8%ということで、約4分の3が8,000Bq/kg以下のものであるということが分かっております。

おめくりいただきまして、36ページになります。

輸送ルートと道路交通対策というところですが、左上のほうに赤字で記載をしておりますけれども、今現在、国道288号の見通し改善と局部改良といったところにつきましては、現在も工事中であるというところであります。それ以外のところは、37ページも含めてであ

りますけれども、道路の交通対策自体は終了しておりまして、今現在は道路補修等を行って
いるというところになります。

おめくりいただきまして、38ページになります。輸送ルート、常磐道の交通状況になります。

最初に、ならはから常磐富岡の下りのところになりますけれども、こちらは上のほうが2021
年11月、昨年11月で、下のほうが今年の2月となっております。比較しますと、平均速度が
わずかに速くなっているということが分かっております。こちらの平均速度につきましては
一般車両も含めた速度となっております。

39ページのほうは、いわき四倉から広野インターまでというところでありまして、こ
ちらも同じような傾向が見られております。

おめくりいただきまして40ページ、41ページとなりますけれども、40ページのほうは南相馬
インターから浪江インターの上り、41ページにつきましては、浪江インターから常磐双葉イ
ンターまでの上りとなっております。いずれのページを見ていただいても分かる通り、輸
送車両につきましては、大分数が減っているといったところでありまして、一方で、平均速度
が若干上がっているといったところになります。

交通状況につきましては、以上になります。

続いて42ページ、モニタリング等になります。

詳細につきましては、資料1別添といったところをご覧いただければと思いますが、まず、
44ページになりますが、左のほうに防災調節池の放射能濃度と書いてありますけれども、こ
ちらにつきましては、昨年の12月に臨時で環境安全委員会を開催いたしました、その際
にご報告申し上げました漏水事案があったといったことで、その流れていった先に防災調節池
があったというものであります。こちらのほうの放射能濃度も測るべきということで、月1
回測っているといったところでありまして、1月の測定結果におきましては、全て検
出下限値未満であることを確認しております。

それ以降、粉じん濃度、空間線量率、空気中の放射能濃度といった形で続いていきまして、
すみません、時間の関係もありまして割愛をさせていただきますが、49ページも進んで、続
いて51ページをご覧いただければと思います。

51ページにつきましては、双葉3工区の放流水中の溶解性マンガンについてでありまして、
こちらにつきましては、今年の2月に福島県庁が採水した結果ということで、放流水から溶
解性マンガン濃度が11mg/lであったとの報告をいただいております。こちらにつきましては基
準値は10mg/lということで、1mg/l超過をしてしまっているといったことになります。

これまでの環境省における測定結果では基準値超過といったものの事例はなかったのですが、県庁から報告いただいた翌日に、2月18日に測定をした結果では7.3mg/lであったということ、また年次の測定というのを2月に行ったわけでありましてけれども、こちらは3.5mg/lだったということでもあります。

福島県庁の測定結果も含めて、採取日によって濃度の違いが見られるということで、こちらについてどういうことになっているのかというところを、有識者の協力を得ながら、対応について検討を進めております。

一つの要因としてありますけれども、福島県内の土壌というのはもともとマンガンを豊富に含むものが多いということでありまして、土壌貯蔵量が増えることによって溶出量も増えるのではないかと考えられます。

また、測定結果というのは、それぞれ取った日によって変わってくるということもありますけれども、要因としましては、降雨による影響、雨が降れば薄まっていった可能性があるといったことであるということと、こちらの工区につきましては双葉1工区といったところ、既にキャッピングが終わって被覆が終わっているところの土壌貯蔵施設からの浸出水というものも入ってきております。こちらにつきましては、上に蓋をしていることになりますので、中が嫌気化するという事でマンガン濃度が高くなっているのではないかとすることも考えられます。

今後の対応につきましては、原因究明を図っていくということについて、引き続き有識者の協力を得てまいります。追加的なモニタリングというものをしっかり行って、調整槽であったりとか、そういったものを活用していくということと、維持管理をしっかりしてまいりたいというふうに考えております。

右下のほうに数値を書いておりますが、2019年度の年次測定から直近の測定までの結果を書いております。基準値を1回超えたというのは福島県さんの結果というものになっております。

おめくりいただきまして、52ページになります。

こちらは、こちらの施設の処理フローとなっておりますけれども、左から右に流れていく形になっておりまして、左側は土壌貯蔵施設の写真になります。ここから浸出水が流れてきて、水が集まった後、調整槽の中で調整をしまして、水処理を加えて、最終的に放流という流れになっております。

引き続き、こちらのほうのマンガンのほうの対策を取ってまいりたいと思います。

続いて、53ページ以降は、また放射能濃度等の結果になりますけれども、こちらについて、すみません、時間の関係で割愛させていただきまして、ページをめくっていただければと思います。

59ページになります。作業員の被ばく線量になります。

こちらにつきましては、昨年の4月1日から昨年の12月末という形で9か月間の数値になっておりますけれども、大半が非常に低い値を示しているといったことになります。ただ、一部で16mSvの被ばくを受けている方もいらっしゃるというところが判明しております。ただ、大半につきましては1mSv未満であることが分かっているといったところであります。

おめくりいただきまして、60ページになりますけれども、こちら日量になりますけれども、日量につきましては99%以上は20 μ Sv/日未満ということが分かっております。一部高いところの方もいらっしゃいますけれども、年間のほうにつきましては前のページの59ページのとおり、概ね1mSv未満で済んでいるというところになります。

続いて61ページ、県外最終処分の実現に向けた取組に進ませていただきます。

おめくりいただきまして、62ページ、63ページでありますけれども、62ページのほうは8つのステップに沿って取組を進めていくというものでありまして、今現在は左側に表示しておりますステップ1から4というものを一体的に進めているところであります。

具体的な工程というところにつきましては63ページになりますけれども、こちらに技術開発戦略というものと工程表というものを取りまとめして公表しておりますけれども、こちらにつきましては、戦略目標年度の2024年度までに基盤技術の開発を一通り完了するといったことを目指しているところでございます。その他、今現在行っているところにつきましては、この図の左側の工程管理と書いてある4つがありますけれども、技術開発・実証、最終処分方向性検討、再生利用の推進、全国民的な理解の醸成、こういったことを行っている次第であります。

おめくりいただきまして、64ページになります。

飯舘村における再生利用実証事業の概要ということでありまして、今年度は盛土等の工事というのを順次開始しております。

そして、昨年度に引き続いて農作物の栽培実験というものを行っておりまして、その結果が下のほうの表に書いてありますけれども、数値としましては、0.1Bq/kgから2.5Bq/kgの数値だったということでありまして、それぞれ野菜を収穫したわけでありまして、100Bq/kg未満のものが大半であったというものになります。全て2.5Bq/kg以下であったとい

うことでありまして、市場に流通している物と同程度であるということが分かっております。ただ、こちらにつきましては、市場に流通せず、廃棄をしているというものであります。

飯舘村につきましては、モニタリングの結果、空間線量率の上昇等は見られていないということと、盛土浸透水からのセシウムの検出というものもされておられません。

65ページに進んでいただければと思います。

飯舘村長泥地区につきましては、一般向けの見学会というものを今年度から行っておりまして参加者にアンケートを取っております。

いただいた回答の中では、左のほうの円グラフでありますけれども、見学会に参加してこの事業に対する理解を得られたかというところではありますが、よく理解できた、大体理解できたというところが9割となっているところでもあります。

また、県外最終処分に向けての除去土壌再生利用についてのご質問につきましては、どちらかといえば賛成であるというものを加えますと、7割程度のお答えをいただいております。さらに、お住まいの地域での再生利用についてどう思うかというところについては、どちらかといえばよいと思うも含めると、約7割を超えるというところになっております。

ただ、こちらにつきましては、まず最初に手始めに地元の方から優先させていただいて、徐々に県外の方も含めて来ていただいているというところになっております。

引き続き、こういった現地を見ていただくことよっての事業への理解というものをいただけるということが分かっておりますので、こういった一般向けの見学会というものを行ってまいりたいというふうに考えております。

おめくりいただきまして、66ページになります。

技術実証についてでありますけれども、大熊町の間蔵施設区域内にこういった施設を整備しておりまして、それぞれ実証試験者というものを公募で呼んで対応していただいております。下のほうに表がありますけれども、大林組からJESCOまで、それぞれ記載しておりますけれども、それぞれ実証テーマを設けて、年度ごとに、こういった技術開発というものを行っているところでもあります。

67ページにつきましては、双葉町のほうで進めております技術開発でありますけれども、この実証試験につきましては、灰を洗浄してセシウムを取り除くといったことを考えておりまして、今現在ですけれども、受託事業者を決定して試験開始に向けての設計というものを実施しているところでもあります。

おめくりいただきまして、68ページになります。

再生利用・県外最終処分に関する理解醸成ということでありまして、全国各地での対話集会等の開催ということを掲げておりました。

こちらにつきましては、69ページに対話フォーラムを開始したということでありまして、第1回は5月、第2回は9月となっております、続いておめくりいただきまして70ページでありますけれども、第3回は12月、そして先週の土曜日になりますけれども、3月19日には福岡のほうで行っております。それぞれこれまで東京、大阪、名古屋、福岡ということで各地で行っている次第であります。

ただ、どうしてもコロナウイルスの関係もありまして、対面でできたのは第3回と第4回とあったところになっております。

こちらのフォーラムのアンケートも取っておりまして、71ページになりますけれども、それぞれのご質問、ご意見といったものを多くいただいております。ご質問、ご意見につきましては左側のほうに書いているところであります。

右側のほうにアンケート結果というものも書いております。こちら直近の第4回は反映できておりませんが、第3回までを見ますと、理解が深まったといったお答えをいただいているといったところであります。

また、分かりやすくこの対話の状況というのを分かっているためにも、グラフィックレコードといいまして、会場内での質疑応答も踏まえて、どういったことが議論がされているかといったものを視覚的に書いていくというものも行っております。こういった形で、分かりやすくご理解いただくというものを、改善を加えながらやっているといったところであります。

続いて72ページになりますけれども、除去土壌を用いた鉢植え、プランターの設置ということでありまして、これまでは環境省の本省のほうでやっていたものでありますけれども、今年度から総理大臣の官邸であったりとか、仙台にあります東北地方環境事務所、さいたま市にあります関東地方環境事務所、つくば市にあります国環研、新宿御苑、こういったところにも設置をしております。また、今月3月には、除去土壌を入れたプランターといったものを環境省本省の外の玄関のほうにも置かせていただいております。

続いて、73ページ、広報・普及活動になります。

74ページにありますけれども、ご覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、ラジオであったりとかテレビ、こういったコマーシャル等々を通じて広報・普及活動を行っているところであります。特に長泥地区の一般向け見学会、こういったものを積極的にPRを

しているところであります。

また、中間貯蔵施設の見学会というものも引き続き行っておりまして、75ページになりますけれども、これまでの来館者は1万2,000人を超えているといったところであります。若干コロナの関係で閉館していた時期等もございまして、伸び悩んでいるところが若干ありますけれども、今現在1万2,000人を超えているといったところであります。

最後、76ページ、その他、77とお進みいただければと思います。

77ページにありますけれども、新型コロナウイルス感染の状況としまして掲げさせていただいております。こちらにつきましては、感染者数が増加していたのが昨年の夏になりまして、そして、この第5波、そして今年に入ってから第6波というところで、作業従事者の感染というものが確認されております。

こういったことを踏まえて、受注者に対して緊急会議というものをこれまで計5回開催して、注意喚起を行っている次第であります。直近で今週の火曜日についても緊急会議を開いております。

また、職域接種というものも行っておりまして、2回目につきましては昨年行わせていただきましたけれども、現在3回目接種に向けて共同職域接種のほうの調整をしているところであります。

直近の感染状況ということで一番下に書いておりますけれども、中間貯蔵施設事業の発注工事受注者における感染者数でありますけれども、1月は12人、2月は14人、3月は9人となっております。若干ではありますけれども減少傾向となっております。引き続きこういった対策を進めながら、感染拡大の防止に努めてまいりたいと考えております。

長くなりましたが、資料1のほうは以上になります。

○河津委員長 ありがとうございます。

それでは、一つずつ確認をお願いしたいと思います。特に順番ということではなくて、この資料1につきましてどこからでも結構ですので、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。千葉委員。

○千葉委員 大熊町の千葉です。

毎回言わせてもらっているところの具体的な内容としてあれば教えていただきたいんですが、5ページと、それから68ページです。中間貯蔵施設のいわゆる再生利用と最終処分。これは私からすると、必要性を説得するのは非常に難しいです。大熊町にずっと置いておけばいいのではないかと、何で外に出す必要があるんだという話になってしまうと、どんなことを言っ

でも理解いただけないわけです。ですから、減容することは、大熊町や双葉町にとっては必要なことです。それで、外に出す必要性ではなくて、外にはお願いしますの形なわけですから、外の方に対してフォーラム等で必要性を話してもピンと来ないわけです。だったら、どれぐらい減容してどれぐらいの量になりますと。それはこういった形で搬出します、こういった形で処理しますという具体的な中身がないと、ただイメージだけをずっと何回も繰り返しているとマンネリ化してしまうんです。理解する以前に、またかという話になっては困るので、ここはひとつ、とにかくこういうふうに、一番最後のほうにプランターに置いて栽培していますとか、そういうのは具体的な話なんですけれども、それと再生利用だけを考えているんですか、保管を考えているんですか、ここもはっきりしないんです。ですから、これは我々大熊町民も双葉町民も、県外処分をしないで全数再生利用しようとして考えていて、再生利用するまで置いておいてねという形になるのが一番嫌なんです。だから約束まで、搬出完了まであと23年ですから、2045年まで、ですので、毎回同じ話をさせてもらっているけれども、本当に具体的な進捗というのが、毎回文書が同じなんです。必要性、安全性。必要性、安全性なんていうのは言わなくても証明できるし、必要性は大熊町民と双葉町民には必要性がある。だから、ここは話がぼけないように、ここは技術的にしっかりと手順を踏んだ説明がないと私が分からない。この会議に出ていても、何を日本全国の方に説明しようとしているのかが見えない。ですから、もう少し具体的にターゲットを絞って話せるようなものを明文化していただきたいと思うんですが、どうですか。

○河津委員長　それでは環境省、お願いいたします。

○大野（環境省）　千葉委員、ありがとうございます。

再生利用、最終処分についてということでございまして、今69ページ、70ページにありますような対話フォーラムというものを全国で開催をしております。その中で、先ほどご指摘のありました必要性、安全性のところ、こちらについては、最終処分に向けて、まずは減容、再生利用ということについての必要性、安全性についてしっかりご理解をいただきたいということでご説明をしております。その際、当然、県外最終処分というお約束、あるいはそれが法律で決まっていることについても説明をしておりますし、またその内容について、大熊町長、双葉町長からもビデオメッセージという形でお言葉をいただいて、それも全国の方にご紹介をしております。

その具体的なところということでございまして、まずは再生利用ということになりますけれども、今飯舘村の長泥地区でやっているような再生利用についても、映像も交えながら状況

をお伝えして、そういったものを全国の方にご理解をいただいて、再生利用についてもしっかりと推進をしていけるようにということで、まずはそこを目的に行ってください。一步一步ではございますけれども、そういったことからご理解をいただいて、最終的な県外最終処分に向けてしっかりと理解を得ていきたいというふうには考えております。

○河津委員長 千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 再生利用については、それは分かりますし、実際に効果的だと思います。それで、再生利用できる土壌だけですかということなんです。もちろん再生利用できるものは再生利用したほうが、県外に出すにしても、それは利用できるものだというのがあれば、堰堤だとか海岸線だとか、そういうところに使うことは十分、それは土木の世界でも建築の世界でもそれはあり得るわけですから。ただ、灰だとか、ばいじんだとか、それはこのフォーラムで触れているんですか。私は、線量が高くなっている灰の処理のことを隠して再生利用のことばかり言っているからピンと来ないと言っている。最終的には出すわけです。灰を再生利用をする技術はあるんですか。20万Bq/kg、10万Bq/kgを超える灰は再生利用できるんですか。全国の人に灰も再生利用できると思わせてはまずいではないですか。だから、灰は固化します、こういった形で密封します、こういった形で未来永劫ずっとモニタリングしますと、そういうようなメッセージを前々回も話をさせてもらいましたけれども、きれいどころの再生利用ばかり言っているのも駄目ではないですか。では灰処理施設の灰のコンテナをフォーラムとか、こういう対話フォーラムで見せましたか。それが20万Bq/kg近くありますという話ちゃんと説明されたんですか。それであれば私は有効だと思うんですけども、いいところばかり言っていたら大本営になってしまうではないですか。駄目です。やっぱり情報をしっかりと出して、その上で理解をもらわなければいけないわけですから、そこがちゃんと具体的に話を進めているんですかということをおただしているのであって、再生利用を否定するつもりは私はないです。ただ、再生利用だけではないということを、具体的にこういったスケジュールでやっていきますというのがはっきりなければ、では最終的に線量の高い灰は双葉町と大熊町に置いてくださいねという話になってしまうではないですか。再生利用する土壌だけ持ってきてください、それ以外のものは置いておいてくださいという話になってしまったら、何のための法的な約束なのか、はっきり私は見えないので、そこは何か具体的な進捗がありますかということをおただしているの、それがないというのであったらいい結構です。ただ、これは触れなければいけないことだと思いますので、もう一度答弁いただきたいと思います。

○河津委員長 環境省、お願いします。

○大野（環境省） ありがとうございます。

対話フォーラムにおきましては、先ほど申し上げたとおり、どちらかといえば再生利用ということにフォーカスを当てております。

ただ、一方で、県外最終処分というお約束、法律で決められた内容についても、概要をお伝えしておりますし、また、一般の方からいろいろなご意見もいただきます。ご質問をいただきますので、それに対して、濃度の高いものは最終処分するということもご説明をしているところでございます。

ただ、ご指摘のとおり、最終処分をどういう形でやるのかということについて、今なかなか具体的にお示しはできていない状況でございまして、こちらについては2024年度までに構造ですとか必要面積の大きさを示していくということで、いろいろ検討を進めているところでございます。

灰についても、67ページに資料がございましたように、その灰を最終的にどういうふうに処分していくかということの検討を併せて進めているところでございますので、このあたりの進捗を踏まえながら、しっかりと全国の方にもお伝えできるように、しっかりとご説明していきたいというふうに思います。

○河津委員長 よろしいですか。要は耳障りのいい話ばかりですとね、後で裏切ったみたいな話になってしまっても困りますので、現実的にどうなっていくかということも含めて、理解を得るようにしていただければというふうに、聞いていて感じます。

ほかにいかがでしょうか。福岡委員。

○福岡委員 双葉町の福岡です。

今、千葉委員の内容にちょっと重複するんですけども、まず1点、対話フォーラムについて。私は前回も質問しているんですが、対話フォーラムの第1回目、第2回目、ちょっと内容に問題がありましたよというふうに指摘したと思うんです。このときの内容が、アーカイブ動画のQRコードが1回目、2回目は載っているんですけども、もう一回確認しようと思ったら、3回目、4回目のやつはQRコードを今回載せていないんです。これは何か理由があるんですか。ぜひ載せてほしい。要は、私ももう一回どんな内容でフォーラムが開催されたのか確認したいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、先ほどから言われていますように、実証実験、福島県内だけで計画されていますけれども、そろそろこれは県外でも計画に入れるべき時期に来ているのではないかなというふ

うに私は感じておりますので、この辺の今後の考えがあれば聞かせていただきたいと思いますと思います。

○河津委員長 それでは環境省、お願いします。

○大野（環境省） 1点目については申し訳ございません。3回目、4回目のQRコードは載っておりませんでして、こちらについても当然公開しておりますので、またお知らせさせていただきたいと思いますと思います。

また、2点目について、県外での再生利用の実証事業を進めていくということかと思えますけれども、こちらは、もちろん一步一步ということではございますが、72ページのほうに、鉢植えの取組として今年の3月には屋外にプランターを置いたというふうなことでございます。こちらのプランターは東京の環境省の本省の建物の入り口に置いておりますけれども、こういったことをさらに広げていくということは我々も必要だと考えておりますので、そういう意味で、一步一步でございますけれども、しっかりとそういったことが実現できるように努力してまいりたいと思います。

○河津委員長 どうぞ。

○福岡委員 今の回答ですと、72ページのこの絵を見て、普通の人は今の回答で納得しない。違うと思います。こんなことをやるのならやらなくてもいいと。これは何の意味があるんですか。こんな小さな鉢植えをフロアに置いてどういう意味が、私これをさっきから質問しようと思っていたんですけれども、意味が分からない。やるのであれば100鉢とか200鉢をこのくらの会場に置いてやらなければ結果は出ないというような気がしますので、この辺のところはもっとやるべき。

それともう一つ。ここだけではなくていろんな施設に、まだまだこんな数ではなくて100個、200個のレベルで置くべきだと思います。そういう写真をここに載せるのなら、やっているなという気がしますけれども、たった1個ずつやったら、これははっきり言ってパフォーマンスにしか見えません。

○河津委員長 環境省からコメントありますか。

○大野（環境省） こちらは、おっしゃるとおり、まだまだこれから広めていかないといけないということで、昨年も何か所かこういった場所を増やしつつ、今もそういったことに向けていろいろ検討を進めております。おっしゃるとおり、非常にこれ自体は小さな取組でございますし、これによって再生利用が進んでいるということではないんですけれども、こういった再生利用の理解醸成を、一步一步得ながら進めていくということでご紹介をさせていただ

いております。もっともっと努力していく必要があると感じておりますので、ご指摘を踏まえながら検討させていただければと思います。よろしくお願いします。

○河津委員長 それでは土屋委員。

○土屋委員 大熊町の土屋です。ちょっと私の意見も、千葉委員とか福岡さんともダブってしまったんですけれども、一応発言させてください。

このアンケート、フォーラムについて、64ページからずっと書いてありますアンケートとか実証試験の結果ですね。アンケート結果を見たら、当事者の大熊町の私の考えとしては、いいなと思ったんですけれども、ただ、このアンケートの中で、フォーラム等に参加した人が果たしてどの地区の人なのかとか、何名の方がこれに答えてくれたのかということがちょっと見えないので、好意的な人の結果がこのまま挙げられているのではないかなと。これを最終処分するということになると、まだまだ結果的には数字が下がってしまうのではないかな、好意的な賛成とか、理解できたとかが下がってしまうのではないかなと見ております。

いろんな大勢の前で発言するのは勇気が要ると、今まで中間貯蔵施設の最初の頃の集会でも、賛成、どちらかといえば賛成という人の発言というのは遮られたんです。皆さんの中で知っている方もいると思います。反対の意見ばかりです。大勢の前でこういうこと、難しいことを賛成と発言するのは、かなり勇気が要ります。いわき市の会場では、中間貯蔵施設はやむを得ないという発言をした人がほかの人に遮られたことがあります。

ですから、全国的にこれを、中間貯蔵施設の再利用、それから県外移設のときに、現地でそれをここにしようというときには、かなり難しい発言が出ると思います。それを少しでも少なくするためには、まだまだこのフォーラムを多く開催して、多くの方に参加していただいて、結果をまとめていただきたい。今日のこのアンケート結果だと、随分理解が進んでいるなという感がありますけれども、これは余り楽観的に考えないほうがいいのではないかなと私は考えておりますので、あえて発言させていただきます。

○河津委員長 ありがとうございます。環境省の方から何かコメントございますか。ではお願いします。

○大野（環境省） ありがとうございます。

今後についての理解醸成をしっかりと進めていくということで、委員おっしゃったような方向性で我々もこの取組を引き続きしっかりと進めていきたいと思っております。アンケートについては、少し小さいんですけれども、71ページのグラフの左側ですが、第1回であれば、回答者数がこちらは361名ということでございます。地域については、いろいろな地域から、こ

の当時はオンラインでしたので、ご参加いただいておりますけれども、比較的関東圏、首都圏のご参加が多かったというふうに記憶をしております。この取組をしっかりとこれからも続けていきたいと思っておりますので、またご指導のほどよろしく願いいたします。

○河津委員長 ありがとうございます。徳永委員。

○徳永委員 双葉町副町長の徳永でございます。

資料1の28ページから30ページにありました3月16日の深夜に発生した地震対応に関して申し上げます。

まず、今回の地震におきましては、中間貯蔵施設は地震の翌朝から点検結果の報告を受けました。また、24時間稼働している減容化施設に関しましては、発災直後から随時情報を提供いただきました。迅速な情報共有について感謝申し上げます。

こうした被害の大きい災害対応は、良かった点、反省点をノウハウとして積み重ねていくことが重要であると考えております。本件の対応に関しまして、省内及び関係機関でフィードバックなど、積極的にしていただきますようお願いしたいと思います。

また、災害発災直後の周辺への影響に関する情報は、準備宿泊が始まり、居住者がおります双葉町にとって昼夜問わず必要な情報だと考えております。緊急時におかれましては、夜間でも必要な情報を収集する点検方法や体制づくりについて、改めてご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。環境省からコメントをお願いします。

○小野寺（環境省） ご指摘ありがとうございます。

おっしゃるように、今回特に放射線に関する情報が迅速にご提供できなかったという点に関しまして、私ども反省しておるところでございます。引き続きご指摘いただきましたような件に関しまして、省内で検討いたしまして、早速次に備えるということにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○河津委員長 これは非常にやっぱり重要な情報だと思います。やっぱり不安感を皆さんが持っておられるんです。ぜひ迅速な体制づくりの点、お願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。斎藤委員。

○斎藤委員 福島県の斎藤でございます。

私のほうからも、県外最終処分に関しまして一言述べさせていただければと思います。

その前に、環境省さんの報告で、除去土壌の搬入につきまして、今月末までに概ね搬入完了

するというようなご報告がございました。本県の環境回復の長いステップの中で大きな節目になるものと思っております。環境省の皆様はじめ、関係する多くの方々、これまでのご苦労、ご尽力にまずは感謝を申し上げたいと思います。

このような事業進捗を踏まえますと、当然、先ほどから議論がありましたとおり、今後の中間貯蔵施設事業に関する主要な課題というのは当然県外最終処分の問題に移ってくると考えております。国におかれましては、今年度から、報告がありましたとおり、環境大臣が先頭に立って対話フォーラムなどの全国民的な理解醸成活動を展開されております。その対話フォーラムの中で小泉前大臣におかれましては、困難な課題ではあるけれども、必ず成し遂げるという強い決意を表明されたと思います。また、山口大臣におかれましても、日本全体の課題としてこの問題に対して真正面から、そして嘘をつかないでぶつかっていくという姿勢を示されたと思っております。

そこでですが、第1点目の確認といたしまして、この理解醸成活動についてでございます。これはいつまでに、どのような目標を念頭に取組を行っているのか、具体的な目標等ありましたらお示しいただければと思います。

そして、今ほど、各委員の皆様から様々なご意見、ご懸念の声が上がっていると思います。このように地元の不安が大きいということは、県外最終処分に係る具体的な方針とか工程がいまだに示されていないということが原因ではないかと思っております。

国におかれましては、技術開発戦略に基づいて令和7年度以降に最終処分地の調査検討、調整などを進めると常々説明されております。ただ、同じ開発戦略には、令和6年度までにある程度具体的な工程を示すことができるように最大限努力しますとも明記されております。

最終処分地の選定というものは当然相当な困難と長い期間を要するものと考えられます。現に3月8日のNHKの報道番組によりますと、都道府県に対するアンケートでは、最終処分を受け入れるという自治体はゼロであったということが報道されております。厳しい現実があるということです。令和7年にいきなり工程を出すというのではなく、放射線に関する安全性ですとか、最終処分場のイメージといったものを早い段階から徐々に明らかにして、受入れの素地をつくっていくということが非常に重要なのではないのでしょうか。

国におかれましては、令和7年度がスタートではなくて、できる限りの早期のご対応について、最大限のご努力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○河津委員長　ありがとうございました。　　　環境省からこれに対してコメントをお願いします。

○大野（環境省） まず1点目でございます。ありがとうございます。理解醸成活動につきまして具体的な目標、スケジュールなどということでもございました。

今ご説明させていただいたような対話フォーラム等々の理解醸成活動について、今年度から取組を強化しながら進めているところでございます。今、具体的な数値目標を持ちながらやっているということではございませんけれども、一方で毎年、我々のほうでウェブアンケートという形で、どれぐらいの方にこの福島の問題、県外最終処分の方針についてご存じかというふうなアンケートを取っておりますので、そういったところで定点調査をしながら、その時々の方針をしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

2点目でございますけれども、まさににおっしゃっていただいた技術開発戦略の件でございます。今は令和7年度以降に最終処分に関する調査ですとか検討に入っていくということでございますけれども、令和6年度までに最終処分場についての構造ですとか、必要面積の選択肢をお示しするというようにしてございます。こちらについては、環境省のほうで設けております有識者からなる検討会のほうでご議論いただいているところでございまして、そういった中で令和6年度の取りまとめに向けて、この議論が進められていくというものでございますので、そういった過程もしっかりとオープンにしながら、多くの方にご理解をいただけるような進め方をしたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○河津委員長 ぜひ、非常に難しい問題だということは皆さんそれは分かっておりますけれども、やっぱり進めるに於ける戦術、戦略という大きな課題と考えております。これはいわゆる専門家会議です、それを踏まえながらという話で、よくある話ですけれども、なかなかこういう問題というのは実効性が上がらないという話もありますので、ぜひこれから工夫をしていただきながら進めていただきたいと思います。例えば高校生フォーラム的なことで、いわゆる自分事として捉えるみたいな考え方、これを広めていくためには、ただみんながフォーラムをやればいいという話では決していないと思っておりますので、その辺の効果とか成果というものが出ているかと思っておりますので、ぜひその辺も考えていただければと思います。ぜひ実効性のある方法を考えていただければというふうに思います。

ほかにはいかがでしょうか。千葉委員。

○千葉委員 回答を求めるわけではなくて時期を教えてくださいんですが、66ページとか67ページの実証試験の、私としては一委員として、実証試験をぜひ視察させてもらいたいと思っているんですけれども。67ページに関して言うと、試験開始に向けて試験設備の設計を実施

中とありますので、これがいつ頃なのかという、いつ頃見ることができるのかということと、66ページの東京工業大学の実飛灰洗浄水を用いた放射性セシウムの固化実証研究というのもぜひ視察させてもらいたい。というのは、放射性セシウムのついた飛灰の状況で、あれだけの線量があるわけですから、飛灰とセシウムを分離して固化するといった場合、線量密度が細くなるということで、具体的な検出線量は数十倍、数百倍になってしまうと思われるわけです。実際にそういう値がどれぐらいなのかというのをぜひ知りたいんです。全体の容積がどれぐらいになるという想定も知りたいので、ぜひこういう実証研究が見られる時期がいつなのか、それは先ほど皆さんが言っている最終処分場の選定というかお願いに当たっても、そういうことをちゃんと明示しないと受け入れてもらえないわけですから、そういう研究を視察できる時期が分かれば、ぜひ教えていただきたいんです。

○河津委員長 よろしいですか。コメントありましたらお願いします。

○大野（環境省） ありがとうございます。

67ページの飛灰洗浄技術、安定化技術の実証試験については、来年度以降、設備を入れて準備を進めていきますので、またご見学いただけるタイミングになりましたら、お知らせさせていただきます。

66ページのほうの実証試験については、今年度は一旦終わってしまうものでありますから、ちょっとなかなかこれから見ていただくというのが難しいところもありますけれども、いずれにせよこういった飛灰関係の実証試験についてはご覧いただけるように、またご連絡差し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○河津委員長 よろしいですか。

それでは、時期的にその辺はまたちょっと事務局と相談しながら、できればそういう機会も設けたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにいかがですか。ちょっとその次に、現地の視察もありますので、次に進めさせていただきます。また最後にもしどうしてもということがありましたら、そのときにまたご質問いただければと思います。

それでは、2番目の議題にあります中間貯蔵施設事業において発生した事例と対応等について、ご説明を受けたいと思います。

○藤井（環境省） 中間貯蔵施設整備推進課の藤井と申します。資料の2に基づいてご説明させていただきます。よろしくお願いします。

前回の環境安全委員会でご報告させていただいた以降に、残念ながら、また事故が発生して

おります。それについて原因、それから講じました対策等についてご報告させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、まず一覧のほうからご説明させていただきます。

まず、交通事故につきまして、全部で9件発生してございます。1つ目が人身事故ということで、車両基地から出発した仮置場に行く途中の車両が激突する事故が起きております。それから、対車両、輸送中のものもありますし、移動中のものもあるのですが、車両同士のミラーが接触するというようなところでの事故が発生しております。それから、後ほど説明させていただきますが、疲労による居眠り運転が高速道路で事故が起きています。それから、そのほかにも業務用車両、通勤車両での事故、それから、もう1件、後ほど、またこれも別にご説明させていただきますが、環境省の工事関係車両同士が国道6号で正面衝突の事故が起きまして、通行止めのような事案も発生しました。

それから、公道での事例としまして、交通事故ではないんですが、ルート逸脱が発生しております。10件、それからエンジントラブル、それからタイヤのトラブル、ミッショントラブル、それから、その他車両故障等が発生しております。

また、作業場で災害等がまた発生しております。1つがエンジンカッターによる事故、それから重機の操作のミス等による事故が2件。それから、前回ご報告させていただきましたが、10月以降に行けば漏水事案も発生しました。

その他として、先ほどもご報告させていただきました灰処理施設内における漏水事案がございました。

個別に、今回のちょっと大きな事故についてご報告させていただきます。

おめくりいただきまして、交通事故、対物の物損事故なのですが、常磐自動車道の上り線、2月2日なんですが、福島市からの輸送車両が常磐自動車道上り線を走行中に、中央分離帯のワイヤーロープに接触して破損させております。その後、停止及び報告することなく運転を継続して、常磐双葉インターチェンジ手前で待機していた警察車両に先導され、インターチェンジに到着し停止したという事案でございます。

そもそも何で中央分離帯のワイヤーロープに接触して破損させたかというのは、ドライブレコーダーを見ますと左右に触れた後に中央分離帯に接触しております。医師の診断、それから車両のドライブレコーダーの映像等から、疲労による居眠り運転であったというふうに判断しております。ただ、出庫前点呼とか仮置場で疲労のダブルチェックをしているのですが、一般的な質問だけで、寝不足というのは、労働時間から見れば寝不足になるような過重

労働ではなかったというふうに考えております。

また、接触したことによる処罰が怖くて、報告せずに、接触したことが分かったにもかかわらず、そのまま走り続けたというようなことが問題であると考えております。

再発防止策として、緊急に交通安全の取組の徹底について、再度事務連絡を発出させていただいています。また、緊急安全教育を実施しまして、この事業の意義、何分、輸送車両においては運転手さんのハンドル一つにかかっていますので、そのドライバーの皆さんにプロドライバーとしてこの事業の意義を再度ご説明して、大変重要な事業であるということを教育、徹底しました。今回も教育、指導をしましたが、これは引き続きやっていきたいというふうに考えております。

それから、万が一、運転手さんのほうで体調不良というのはどうしても発生してしまう場合があります。そういったときに、緊急であれば停止できるということは周知しているのですが、その緊急ということを少し我慢してしまって居眠りというようなことになってはやはり良くないということで、緊急の場合は停止できるというのをさらに心理的ハードルをもっと下げて、体調不良を感じたらとにかく停止してくださいと、休憩してそれから出発するということもできるのですよということを説明して、事故を未然に防ぐということを徹底していきたいというふうに考えております。

それから、さらに出庫前点呼で運行管理者がその運転手の健康状態を管理しているのですが、コロナ禍もありまして、どうしても接触時間とか、濃密に会話をするわけにはいかなかった時期であったと思うので、なかなか点呼が形式的になったかもしれないということで、ただ、それでは運転手さんの状況が、体調やちょっとした変化が読み取れないかもしれないので、やっぱりここは対話によって運転手さんの状況を確認すること、さらに運転手さんの持病とかは入域する前に把握しておりますので、持病に基づいたお薬がきちっと飲めているのかとか、朝食はきちんと取れましたかとか、高血圧の運転手さんには高血圧の薬等は何時に飲みましたかとか、そういったふうな業界にマニュアルがございますので、そのマニュアルに従って点呼をして、状況把握に努めていく。また、仮置場ではＪＶ職員が何時に寝ましたか、何時に起きたかということを確認して、睡眠時間がきちんと確保されているかを確認しているということ進めております。

また、輸送車両には輸送経路を音声で案内するナビゲーションや車載端末が搭載されております。こちらについて、事故の発生箇所について、今回受注者において、この音声案内にここで事故が発生しましたということを追加して注意喚起を図ってまいりたいというふうに考

えてございます。

続きまして、交通事故、先ほど少し申し上げました環境省の工事関係者同士の正面衝突事故がございました。除去土壌とは別の車両、こちらは車両基地から、朝に仮置場のほうに向かう車両と、解体・除染工事の作業員の通勤車両が、国道6号を走行中に、通勤車両のほうセンターラインをはみ出して行って、車両基地から出発した輸送車両に衝突したという事故でございます。輸送車両のほうのドライブレコーダーを確認しますと、輸送車両のほうは衝突の直前にハンドルを左に切っているのですが、解体・除染工事のこの通勤車両はほとんどブレーキ等の回避操作することなく突っ込んできたというような画像は確認しております。

ただ、この要因が、激しい事故でありまして、解体・除染工事のほうの工事従事者のほうは面会できておりません。そういったことで、どうしてもはみ出してしまったのかとか、そういったことがまだ詳細には分かっていないと。ただ、忘れ物を取りに急いで宿舎に戻ろうとしていたというような前後の状況は分かっているということでございます。

そういうことで、再発防止策としては、こちらの通勤前の体調チェックで異変を感じたら無理せず休むということは繰り返して述べていきたいと。さらに、恐らくなんですが、車内がもしかすると、何か、通勤車両ということで、どうしても何かやっている最中にはみ出してしまったのかもしれない。そういった意味で、仕事で使う車両は常に車内を整理整頓していくということを周知していきます。さらに、忘れ物があって心理的に慌てれば、それだけ無理な運転もしてしまうという、無理をさせないという意味で、今回忘れ物を取りに戻ることがないように、忘れ物があっても対応できるというようなことも受注者のほうで対応するというのを再発防止策としております。

続きまして、おめくりいただきまして、もう一つ大きな事故でございます。

作業場での事例ということで、エンジンカッターによる作業員のけががございました。双葉町内の土壌貯蔵施設で、作業員が既設の集水桝をエンジンカッターで切断する、これは壊すのではなくて再利用するために、既存の集水桝をきれいにカットして、そこにさらに新しい工作物を設置しようということで、エンジンカッターを使って切断している最中でございます。こちらはちょっと再現写真なので事故の本当の姿というのはなかなかちょっと再現が難しいのですが、このエンジンカッターを使っている最中に、集水桝の一番奥側をエンジンカッターで切ろうとして試行錯誤しております。私も現場を見まして、エンジンカッターは何か所か入れてあるのですが、今回はここを切ろうとして、そして戻るんですが、右側が地山になっておりまして、かなり斜面が狭く、足元が迫っておりまして、このエンジンカッタ

一を使う上では十分な安定した姿勢をもってエンジンカッターを利用して真後ろに立たないように、力を十分安定して支えられるようにしてエンジンカッターを使わなくてはならないんですが、ちょっとその一番右端、奥側を切ろうとして地山に近づいて、少し不安定な姿勢のまま、でも力を入れるためにちょっと体を入れ込んで、エンジンカッターの真後ろに立ってしまって、それで恐らくこのコンクリートの集水桝の碎石に当たって、はね返って顔をけがされたという状況でございます。

作業手順書にエンジンカッターのはね返りの危険性は明記していたんですが、被災者、職長とも、これまではね返ったことはなかったというふうな証言がありまして、危険予知が十分ではなかったというふうに考えております。

また、顔面の保護として目の部分を保護するゴーグルというのは装着していたんですが、それではちょっと不十分であるということが分かっております。

こちらの再発防止策ですが、はね返りを予想した十分な作業エリア、十分にこういった危険な機械を使う上で安定した作業エリアを確保すること、また、刃物の真後ろに立たないということを再度徹底させていただきました。

また、どのような状況でエンジンカッターがはね返るのか、今回このエンジンカッター、この上半分で切ろうとしたところエンジンカッターがはね返るという構造上の特性があるということを十分に、はね返りますとは書いてありよく聞いて理解はしていたけれども、そうなると思っていなかったという部分があるので、具体的にどうしたらはね返るのかということを作業手順書に明記して、日々のパトロールや毎日のKY活動でそういったことを念頭に置いて、ちゃんと安全確保が取れているかということを確認していくとともに、この作業手順書で十分なのかどうか、危険を確認できるのか、危険予知に有効に使えているのかどうかというのを、定期的に見直しを行って、ポイントの確認をしていきたいというふうに考えております。

さらには、顔全面を保護するフェースシールドの採用をしていきたいというふうに考えております。

続きまして下のほうで、中間貯蔵施設で発生した漏水事案。こちらは前回の中間貯蔵施設環境安全委員会を開催させていただいたもののご報告のほうでございます。この事例の内容についてはご報告させていただいたとおり、大熊1工区の受入・分別施設で輸送車両輸送車両から漏水事案が発生したものでございます。

こちらについての対策についてご報告させていただきます。1枚めくらせていただきまして、

前回再発防止策をどうするかということをご報告させていただきましたが、その状況でございます。

まず、輸送での全工程での漏水防止対策の徹底としまして、こちらは、輸送、受分問わず、全ての受注者の現場代理人・安全担当者が参加する中間貯蔵工事等協議会において、継続的にこの輸送車両の中間貯蔵施設に到着するその状況などを常に把握して、確認して、必要に応じて改善策を実施するように指導しております。また、漏水事案に係る受入・分別施設の詳細手順・情報共有の明確化というのを、前回の12月に開催しました環境安全委員会では、ちょうど訓練を実施しましたと、そして報告をまとめますということをご報告させていただきましたが、この訓練を実施しまして、12月中に訓練を終えました。その結果を踏まえて1月に漏水防止及び漏水発生時に係る詳細手順書の策定を終えたところです。現在は、それに基づいて運用しています。

また、受入・分別施設に監視カメラを設置させていただきたいということもご報告させていただきましたが、こちらは情報システムの準備等も整いまして、現在4施設においてカメラの設置が行われました。常時監視を今開始したところでございます。まだ全部の施設ではないのですが、設備が整い次第、導入を開始していきたいというふうに考えております。

また、受入・分別施設における速度規制標識等を運転者の目線に合わせるよう改善するようというご意見もいただきました。これはちょうど大熊1工区で前回現場を見ていただきご説明させていただいたところの現場でございます。標識を、あの当時は一番奥に1枚設置していただけたと記憶しているのですが、この写真にありますとおり、ドライバー目線の同じような高さの、運転席側から見られるように、確認できるように設置したところでございます。

以上が、前回の環境安全委員会以降、残念ながら起きてしまった事故についての対応を説明させていただきました。

引き続きですが、残りについては、環境、工事全般に係る安全対策についてのご報告でございます。

安全パトロールについては、引き続き職員、それから労働安全コンサルタントによる抜き打ちの安全パトロールを実施しております。

また、発注者安全点検としまして、輸送の安全確保をするために、仮置場では朝礼、KY活動、安全教育の実施状況について重点的に点検を実施させていただいております。

1枚めくらせていただきまして、さらに受注者同士、それから発注者と受注者、それから労

働基準監督署の監督官のご指導もいただくということで、まず1つ目は、中間貯蔵施設災害防止協議会、こちらは労働基準監督署のご指導によって協議会を開催して、2回ほど開催しております。なかなかコロナ対策で、第5波、第6波と来ること等がありまして、なかなか開催、予定どおりやっていくというのは難しかったのですが、2回開催させていただいて、特にテーマを決めたのが、6月は熱中症対策、9月は労働災害防止対策全般についてやらせていただいております。

また、中間貯蔵工事等協議会、これは受注者間の安全担当、現場代理人が集まる情報交換の場ですが、我々環境省も出まして、毎月開催しております。テーマを決めて、熱中症、それから火災防止、凍結による冬期の対策等、いろいろ毎月テーマを決めて、また、事案も毎月1回、前の月までに起きた事案について特別、情報が参考になるものについて発表させていただいて、こういった対策を講じているのかの情報交換をさせていただいて、意見交換して、各現場に戻って安全対策を強化していただいているところでございます。

下に行きまして、輸送に係る安全対策として、引き続き運転者への教育・研修、基本的なことでございますので、新しく新任で入られる運転手の皆さんに新任者研修を開催しております。また、1回きりではなくて、現任者についても、引き続き毎年度、再研修を実施させていただいております。

めぐりまして、引き続き輸送に係る安全対策についてなんですが、輸送ルート、それから危険箇所の事前周知、走行状況の現場確認としまして、受注者の中で輸送ルートの事前周知ということで勉強会を開催してもらったり、また、我々も参加しまして、危険とされる箇所の現場を確認したり、また、視察等を行って安全対策、交通安全について周知を図らせていただいているところでございます。

また、下のほうで、輸送に係る安全対策として、ドライバーさんに教育とか、何というか研修、厳しいことばかり言うのではなく、安全運転を続けていただいている優良ドライバーの皆さんには表彰を行うことによってモチベーションを維持して、プロドライバーとして安全な輸送を継続していただけるよう、引き続き取組をさせていただきました。

以上の取組を引き続き継続させていただいて、とにかく事故のない工事を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○河津委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、廣嶋委員、お願いします。

○廣嶋委員 大熊の廣嶋です。

4 ページ以降の件です、睡眠不足かどうかの確認をというところ、出庫前点検時とあるんですけれども、これが何時に点呼が行われたのかとか、あとは出庫する場所からその運転手さんがどのぐらいの時間をかけて通勤するのかとか、そういう労働時間のみならず労働に従事するまでの時間も加味した上で、何が原因だったかというのを精査するのが大事なのではないかなと感じておりますので、今日、多分その回答は難しいとは思うので、次回以降、もしこのような事案が発生した場合は、時間的な部分、単なる勤務した時間のみならず、勤務に従事するまでにどのぐらいの時間を要しているのかというところまでしっかり時間を表示していただければいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。環境省、こちらどうですか。

○藤井（環境省） ご説明できるように準備しておきたいと思います。

事故が起きまして、このドライバーが最近の勤務時間、それから、この事故を起こした当日、何時に起きて何時に朝食を食べて、どういうお菓子を飲んで、何時に出発して車両基地に何時に出て、仮置場に何時に出たという細かい時間も把握させていただきました。その中で、お菓子を飲む時間がちょっとタイミングがずれたのではないかなとか、いろいろ検証したのですが、けれども、最終的には医師の診断もいただいて、これという断定はできなかったのですが、疲労というところでご診断をいただいて、疲労であったんだろうと。ただ、直接的には、朝起きる時間が異常だったのかと。その前の日の就寝時間が、これは申告いただいているものですけれども、その睡眠時間が異常に短かったというようなことはなかったもので、ここは引き続きそういった事故の起きた背景について、最終的には医師の診断とか、専門家の方のドライブレコーダーを見た映像等も加味して、検証を引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

○河津委員長 よろしいですか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。澤原委員。

○澤原委員 大熊町の澤原でございます。

同じく4 ページの物損事故でございますが、今回ドライバーの方が、処罰が怖くて走行を継続したと、これ自体はどうしようもないところかと思えます。ただ、以前の環境安全委員会の中で、居眠りをしそうになった際に、機器をつけて事前に防止するようなものをつけますというようなお話があったかと思うんですけれども、ただそれがお願いレベルだというふう

に後でお聞きしたんですね。実際、今回のこのドライバーには、そういう機器がJ Vのほうで取り付けていたのか。もし取り付けていないのであれば、今後、来年度、80万m³以上の搬入がございますので、来年度の輸送に当たるJ Vには、再発防止のためにそういう機器を取り付けるつもりがあるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○河津委員長 それでは環境省よりお願いします。

○藤井（環境省） 前回、14号での事故の件について、受注者の皆さんに周知して、お願いベースということになりました。今回、そういう意味では、この事故を起こした車両について、居眠り防止装置というのはついておりませんでした。今回、この事故を起こしました西松J Vに関しては、輸送再開に当たって、全車両に居眠り防止装置を取りつけております。取りつけた上での運行再開となりました。ただ、残りのほかの輸送J Vに関しては、今、現状は把握しているのですが、全車両に居眠り防止装置は今のところついておりません。ちょっと全車両につけてハードウェア対策をどのように講じていくかは検討課題にさせていただきます。

○河津委員長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員 福島県の斎藤です。

8ページの漏水事案に対する再発防止策の件で1点確認をさせていただきます。

黒丸の3つ目でございます。4施設においてカメラを設置し、常時監視を開始とありますけれども、カメラは1受入・分別施設当たりどのぐらいの設置をされているのか。

あと、監視体制ということで、前にJ E S C Oさんをお願いするか、事務所で直接やるかというようなところで、検討中だというような話がありましたけれども、これは常時監視をどのようにモニタリングしているのか。その辺詳しくお聞かせください。

以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。では環境省、よろしくをお願いします。

○藤井（環境省） ありがとうございます。

まず、カメラの設置台数ですが、最大13、大熊1工区とかは場内の走行ルートが長いので13台ぐらい設置しております。ただ、受入・分別施設の双葉工区とかはかなりルートが短いので、三台、四台ぐらいしかついておりません。あくまで場内に入ってから、除染土壌を積んだ車両がどのぐらいを走る距離、見通しの良さでカメラを設置しているのですが、死角をなくすように設置しても、双葉工区はそんなには走らないので、カメラの台数は四、五台で済んでいるのですが、大熊1工区とかは、荷ほどきする前にぐるっと一周走るので、その部分

は全部死角をなくすようにカメラを設置しましたので、13台ぐらい設置しております。ということで、1施設どのくらいというのは、ちょっと工区ごと、施設ごとに異なってございます。

それから、常時監視の仕組みですが、今週ぐらいから始めているんですが、まずJESCOと環境省でチームみたいな形にしまして、まず環境省の監督職員が1人おりますので、これは職場のほうにカメラの映像を見るものを用意しています。ただ、朝早くとか夜遅くも稼働していますので、そのときは映像は常時は見られないので、端末を用意して、何かあったら端末を確認するようにしています。

JESCOのほうは、1人ないし2人、JESCOの内部で交代制で、こちらは朝、施設が動き出したら映像を見て、何かいつもと違う動きがないかを確認して、何かいつもと違う動きがあったら、すぐに環境省の監督職員に、これは朝から当番で受けられるようにしていますので、何かあったら電話して、監督職員がそれを見て、これは普通か異常かという判断して、判断できなければ、担当の監督職員に電話をして、何が起きているのかを確認して、異常、問題であるということであれば問題ですし、問題ない行動であれば問題がないというふうなことで対応するという仕組みをつくって、つくったばかりなので、これからまたこれはちゃんと機能するかどうか検証しながら、カメラは順次設置して、時々ネットワークエラーを起こしていますので、その辺のチューニングをしながら監視を進めていきたいというふうに考えております。

○河津委員長　ありがとうございました。よろしいですか。

○斎藤委員　JESCOの職員さんが1名から2名でというお話がありましたけれども、受入・分別施設の数とカメラの台数と考えると、モニタリングの画面は、1画面がどんどん切り替わっていくという感じのイメージなのか。1人、2人で多数の画面をモニタリングするのはかなり困難だと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○河津委員長　どうぞ。

○藤井（環境省）　申し訳ございません。いろいろ考えたんですが、確かにカメラは全部で数十台になります。ただ、さすがに、何人で手分けしてじっと見ても、基本は何も起きないですし、確かに滑らかな映像ではあるのですが、その映像のちょっとした瞬間を見ても分からないので、あくまで対象としているのは、何かいつもとおかしな違う行動をしているのではないかというものを我々は監視したいので、何分かおきに画像がスクロール、どんどん切り替わりながら、何秒かおきに見て、映像を注視して、これはおかしいという行動があった

ら発見できるようにしていきたいと考えています。それが今のところ、常時カメラを見るのは、全施設の映像を見るのは1名で、それを交代しながら、とにかく抜けがないように1名の者がどんどん切り替わっていく映像を見ながら、何分かおきに、その事象でおかしな状況がないかを確認していきたいというふうに考えております。

○河津委員長　よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、だいぶ時間がおしておりまして、次に行かせていただきたいと思います。

3番目ですけれども、福島県・大熊町・双葉町が実施した中間貯蔵施設の状況確認等の結果についてということです。福島県のほうからご報告お願いしたいと思います。

○羽田（福島県）　福島県です。資料3を用いて状況確認の結果等についてご報告させていただきます。

安全協定に基づきまして、県が双葉町、大熊町とともに実施した状況確認について、今年度の結果等についてご報告いたします。

まずは、状況確認の結果でございます。2ページ目をご覧ください。

仮置場での輸送車両へのフレコンの積込状況、輸送車両の走行状況などを確認いたしました。搬出対象であります18市町村各1か所ずつ、さらに、ならばパーキングエリアでの漏水事案を受けて追加的に実施した仮置場も含めて、トータルで27か所の仮置場について調査いたしました。結果については右の表のとおりで、特に大きな問題は確認されませんでした。

次に、施設の状況確認の結果でございます。受入・分別施設や土壌貯蔵施設など、全ての施設を対象として、施設の運営状況等を確認いたしました。実績については左下の表のとおりです。結果については、右の表のとおりで、作業の安全性については、特にこれまで事故が報告されてきましたベルトコンベアの事故の関係で、ベルトコンベア周りに侵入防止のネットを設置する、侵入時には機械が停止するなどといった対策が取られていることを確認いたしました。除去土壌の飛散防止対策や環境モニタリングについては、次のページ以降で詳しくご説明いたします。

また、この資料にはございませんが、先日発生しました地震による被害の状況について、昨日、被害の報告がありました土壌貯蔵施設や廃棄物貯蔵施設、減容化施設について状況確認を行ってきました。敷地境界エリアなどで空間線量率を測定した結果ですが、外部への影響は特に確認されませんでした。

次のページをご覧ください。

前回の環境安全委員会で報告がございました大熊町①工区受入・分別施設内での漏水事案に係る再発防止策について、重点的に状況確認を行いました。表で示しておりますとおり、状況確認を行いました受入・分別施設につきましては、飛散流出防止対策としまして、漏水に備え回収用具を整備していることを確認いたしました。現場管理としましては、対応マニュアルを各施設で整備して訓練を実施していることを確認いたしました。特に、漏水事案があった大熊①工区につきましては、含水フレコンの確認方法の強化や、訓練についても多くの作業員が訓練に参加できるよう、複数回実施していくことを確認いたしました。

次に、環境モニタリングについてです。次のページをご覧ください。

先ほど環境省からも報告がございました、県が実施した環境モニタリングにおいて土壌貯蔵施設の放流水から基準値を超過した溶解性マンガンが検出されました。結果判明後、速やかに環境省に連絡を行いまして、翌日に水処理施設等の状況確認を実施いたしました。

細部につきましては、3番目の管理状況確認の結果の右の表のとおりでございました。放流を停止するなど、適切な応急措置が取られているということを確認いたしました。日常点検についても問題なく実施されているということを書面にて確認いたしました。

対応としましては、環境省に原因究明と対策を求めています。環境省から報告があり次第、その対応状況等について確認してまいります。

県からの報告は以上です。

○河津委員長 ありがとうございます。各町から何か補足はありますか。

それでは、今の状況確認について何か質問等ございましたらお願いします。全報告を通じて質問等あればお願いします。

特にないようでしたら、その他ということで、何か全般を通しましてこの場で言っておいたほうがいいとかという、もしご意見等ございましたら。梅宮委員。

○梅宮委員 大熊町の副町長の梅宮でございます。今日はどうもありがとうございました。

私はこの委員会に委員として参加させていただいてまだ1年と半くらいということで、しかも毎回出ているものではないんですが、ご議論の中身を聞いていますと、確かに交通事案であるとか、そういったことに対して委員の方から提案とか、要望とかあって、それに対して一生懸命環境省の方で対応されているということで、大変感謝しているわけなんです、一方で最終処分の議論について、毎回のように出ているわけですが、私も言ったこともございますし、千葉委員からも再三出ています。あと、他県での実証実験という話については、こちらは私も言いましたし、廣嶋委員も言っておりますし、本日千葉委員のほうも触れたとこ

ろではあるんですが、それらについて、環境省さんの対応がいかほどされていたのかというのがよく見えない。少なくとも結果が出ていない。先ほど斎藤委員のほうからNHKのアンケート調査で、自治体が最終処分場を受け入れていくことでの認識があるかどうかということで回答がゼロということで、これは取り組んだ結果、努力してもそういう結果になってしまうというのはやむを得ないと思うんですが、ではその努力というのは何をしていたいたかということで考えますと、他県での実証事業ということでは、鉢植えの設置ということで、福岡委員のほうからもちょっと厳しいお話はあったんですが、私も全く同じ意見でございます。

現実的に私が1年半くらい見ている中で、最終処分に関しての対応というのが全く進んでいないというふうにかがえるんですけれども、環境省さんとして、これは実績として積んだぞというのがあれば教えていただきたいと思います。

○河津委員長　ただいま非常に重要な問題ですし、ぜひ、ご回答をお願いします。

○大野（環境省）　ありがとうございます。

ご説明が重複してしまうところもあるかと思いますが、概要については今日資料で示しをしている部分が中心になりますけれども、やはり今年度、理解醸成については取組を強化していくという中で対話フォーラム等の新たな取組を進めてきたところでございます。前々回の環境安全委員会においてもご指摘をいただいたところもありますので、そのあたり、第3回、第4回の開催をいろいろと工夫を加えながら、これまで進めてきております。また、さらには対面式で第3回、第4回、対話フォーラムを行っておりまして、そういった中で全国での理解醸成というのをこれまで進めてきたところでございます。あとは、この再生利用の県外での実証事業ということでございますけれども、こちらは実例として、今県外で、例えば福島県内でやっているような実証事業ができているかというのと、そうではない状況だと認識しています。

一方で、なかなか一気にそういうところまでいくのは難しいのですが、そういった意味で鉢植えですとかプランターの設置ということで、少しずつ取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。結果としてなかなか出ていないというところは、我々としてもそこは重く受け止めて、今後しっかり実績を上げていけるように、この取組を進めていきたいということを考えてございます。なかなかすぐに進められるところばかりではなくて、ご報告できる内容も限られており、大変恐縮でございますけれども、一步一步、そちらについてはご意見いただきながら進めてまいりたいというところでございます。

○河津委員長 ありがとうございます。どうぞ。

○梅宮委員 今説明いただいた内容はもう既に説明いただいているので、大体分かることではあるんですが、このペースで進んで今から23年後、最終処分ができるかということを非常に危惧しているところです。再利用が進めば、それだけ候補地が見つかりやすいというのは分かりますけれども、最悪、今のペースで行って再利用が進まなかった場合にどうするのか、となると、再利用が進まなくとも、やはり最終処分として県外でやっていただく必要はありますので、今後最終処分の場所を選定するに当たっては、キャパとか、そういったものを把握する必要があるということで、今いろいろ実証実験をやっていると思うんですが、それが進まなかったことを想定して、マックスで必要な面積とか、そういったものを割り出していたでいて、それを基に全国で候補地の選定という段階に着手していただきたいというのが、恐らくここに集まっていた委員の総意であると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○河津委員長 この件に関しては先ほども結構意見が出ております。皆さん、難しいという認識はしているかと思ひます。ただ、だからといってそのままにしておくというのは、もちろん一番、何もしないということもありますし、こちらの認識では、実際にいわゆる J E S C O 自体が、P C B の問題も、ほかの省庁を差し置いて一番初めに確かやったのは環境省だったと思ひます。なかなか難しいというのは分かりますけれども、実際にやっぱりやっていくにも、いかにやっていくかということが大事でありますし、そのためには、ぜひ各委員の方も、もしこういう方法があるというふうな提言がありましたら、どしどし環境省のほうに言っていただければいいのかなと思ひます。具体的にはなかなか難しいというのは分かりますし、先ほどの飯舘で行われている再生土壌の中でも、感想の中に一つ入っていましたけれども、やっぱりほかの県の方が自分事として捉えたいという発想の方もいるわけです。そういう人をどんどんいかに増やすかということは大事だと思いますので、ぜひいろいろな知恵を出し合いながらということがやっぱり大事ですので、ぜひ各委員の方ももしこういう方法があると、何かあれば、ぜひ環境省のほうに提言していただくなり、また、その場でそういう提案をしていただければいいのかと思ひます。それにも増して、環境省のほうにはぜひ頑張っていたかなければいけないということもありますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。鮎川部長のほうから何か一言ございますか。

○鮎川（環境省） ありがとうございます。鮎川でございます。

本日、様々な貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。全てが100%の答えをすぐに出せるわけではないのが非常に心苦しいものではありますが、着実に一步一步努力していきたいと思いますので今後ともどうぞご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○河津委員長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、第22回中間貯蔵施設環境安全委員会を終わらせていただきます。

どうも皆様、ご協力、活発なご意見、本当にありがとうございました。それでは進行を事務局のほうにお渡しします。よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○事務局 河津委員長、ありがとうございました。

事務局からご連絡いたします。今後、本日の議事録を作成するに当たり、各委員に照会、確認をさせていただきます。また、次回の会議開催については、改めて委員の皆様にご案内差し上げることといたします。

それでは、これをもちまして、第22回中間貯蔵施設環境安全委員会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

以 上